

基本目標1 お互いを認めて育てる体制づくりをすすめます (認めあう)

推進方策/取組 (H27~H31)	No	取組内容 / 取組主体		事業視点評価(H28)				施策視点評価			
		社協	市	事業名	事業内容	実施状況	事業評価	担当課評価(意見)	指標達成度	次年度方針	判定
1 相互理解の推進	(1)	■	住民人権学習	「人権文化を高めるまち」の実現に向けて、各自治会単位の人権学習の実施を推進する	A	○	人権学習会の実施率は高いが、参加者数の減少、参加者の固定化などの課題があり、学習会の内容の充実が必要である。	○	継続	○	[人権啓発センター] 住民人権学習及び人権啓発事業は、様々な人権課題について学び、人権意識を高める機会となっている。 部落差別解消推進法等個別の法律の施行を踏まえ、内容の充実が必要である。
		■	人権啓発事業	人権講演会、丹の里人権のつどい、パネル展等の実施	A	○	「人権講演会」、「人権のつどい」とともに、参加者は多く、満足度も高い。日頃、人権に無関心である層の参加促進が課題であり、啓発内容の充実が必要である。	○	継続		
	(2)	■	障害者週間周知活動	(主旨)障がいの理解を深めるための啓発事業の実施 (概要)障害者週間の期間中に市内商業施設前で市、関係事業所共同で障がい者理解のチラシ等配布及び庁舎に懸垂幕を掲示 (対象)一般市民 (根拠)障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者総合支援条例	A	○	障害者の理解啓発を行い障がい者が暮らしやすい環境づくりの支援をしている。	○	継続	○	[障がい福祉課] 障がい者週間に市内6箇所「障がい者差別解消法」、「障がい者虐待等障がい者理解について周知啓発を行ったが」出前講座については需要がなく事業周知の方法を検討する。
		■	「障害」のを知ることを知る出前講座	(趣旨)障がいの理解を深めるための研修実施 (概要)「障がい」のを知ることを知る出前講座の実施(社会福祉士や精神保健福祉士を派遣) (対象)自治会、職場等 (根拠)障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者総合支援条例	C	▲	啓発事業の1つとして継続する必要があるが、研修希望団体がなかった。 ミニ手話教室(13回)などの開催により障がいの理解啓発に努めた。	○	継続		
	(3)	■	広報発行・HP運営	(概要)年6回、奇数月に広報「ふくしほっと通信」を発行する。その他「ふくしほっとガイド」の発行(1回)、HP・FB運営 (対象)市内全世帯に配布	A	○	わかりやすく、興味を引く内容で進める必要がある。読者層は中高齢者層をターゲット。ネット媒体は紙媒体より若い層に親しみを持ってもらうため記事の工夫を行う。	○	充実	○	[社協] 紙媒体を引き続き充実したものにするのと、インターネットによる情報提供を充実させて行く必要がある。
	(4)	■	ボランティアまつり開催経費の助成	(主旨)ボランティア活動への理解を広げる (概要)年1回各支部ごとに開催する経費の一部を助成 (対象)丹波市ボランティア協会支部	A	○	高齢化によるボランティア減少のマイナス要因はあるが、6地域で開催できている。	○	継続	○	[社協] 行事やイベントを通じて地域交流が図れ、ボランティア人口が増えるよう啓発の支援を行っているが、開催のあり方について協議していく必要がある。
		■	チャレンジスペース運営	基本目標2-5-6と重複 ★削除							
	(5)	■	ふれあいいきいきサロン活動支援	(概要)サロン開催の相談や助言、レクリエーション用具、ビデオの貸し出しの他、活動費の助成 サロンボランティアへの研修 (対象)市民 (根拠)ふれあいいきいきサロン助成事業実施要綱	A	○	今後さらに、気軽に集える場づくりを進めていく必要がある。	○	充実	○	[社協] これからの時代、身近な地域の中で集いの場づくりや担い手の養成が不可欠である。 介護者のつどいは、今後は社協直営ではなく他の主体(例えば社会福祉法人や生協、企業など)と協議をしながら、すでに実施されている事業所に対して必要な支援があれば検討していく。
		■	サマーボランティア体験	(概要)夏休みの期間中に、学校を通じ児童・生徒たちにボランティア体験をする機会を提供 (対象)市内の小中高校生	A	○	支所ならではの事業として定着。長期休暇を利用した福祉学習の場として、高校生、小学生の一定の参加がある。	○	継続		
		■	介護者のつどい	(概要)介護者がお互いの悩みを話し合ったり、リフレッシュするためのもの (対象)在宅で介護をされている方	D	×	類似の会が介護保険事業所などで行われている。社協のつどいは参加率が低い。平成28年度は未実施	×	廃止		
		■	ボランティアまつり開催経費の助成	(主旨)ボランティア活動への理解を広げる (概要)年1回各支部ごとに開催する経費の一部を助成 (対象)丹波市ボランティア協会支部	A	○	高齢化によるボランティア減少のマイナス要因はあるが、6地域で開催できている。	○	継続		
	(6)	■	認知症サポーター養成講座	自治会や職域及び学校等の依頼に応じ、認知症キャラバンメイトを派遣し、認知症の正しい理解と地域で支えるための講座を行う	B	○	要望に応じ、養成講座を開催し認知症に対する理解を深めた	○	継続	○	[介護保険課] 28年度に市内サポーター数1万人達成し、地域に認知症理解者が増え、声かけ、見守りの数が増えた。今後は講座の内容について検討する必要がある。
2 福祉教育の推進	(7)	■	福祉教育推進会議	(概要)市内の小・中学校の先生を対象とした福祉学習への支援(実技・講演等)を行う (対象)市内小・中学校福祉学習担当教諭	A	○	福祉教育の充実を図る目的を達成するため、アンケート結果などから内容と回数の協議を踏まえる必要あり。	○	継続	○	[子育て支援課] ファミリーサポートセンター事業はPR不足から、利用者が減っている。アフタースクールについては、保護者ニーズの多様化に対応するため、指導員の資質向上が必要である。 [社協] だんだんと年少人口が少なくなっているが、学校や地域での福祉学習は人権を育てていく上でも必要であり、あらゆる機会を通じて学生や学校関係者とのつながりを持っていく必要がある。
		■	丹波市ファミリーサポートセンター	(概要)子どもを預けたい人、預かる人を登録し、地域で子どもとその家族を支援する 社協に運営委託 (対象)市内の概ね6ヶ月～小学6年生までの子ども (根拠)丹波市ファミリーサポートセンター実施要綱	A	○	子育て学習センターなどでの事業周知が必要	○	継続		
		■	サマーボランティア体験	(概要)夏休みの期間中に、学校を通じ児童・生徒たちにボランティア体験をする機会を提供 (対象)市内の小中高校生	A	○	支所ならではの事業として定着。長期休暇を利用した福祉学習の場として、高校生、小学生の一定の参加がある。	○	継続		
		■	アフタースクール	(概要)放課後、仕事の都合などで保護者が不在の児童を対象に預かりを実施する 社協に運営委託 (対象)崇広小・新井小1年～6年生	A	○	事業は継続しつつ、担当部局と協議を継続	○	継続		
		■	福祉用具等の貸し出し	(概要)社協が保有する福祉に供する備品(福祉用具)を無料で貸し出す (対象)市内に住所を有し、かつ歩行が困難なもの、市内の学校、地域福祉の向上のために利用しようとする団体等	A	○	サロン等でレク用品が人気のため、備品の充実を図る。	○	充実		
		■	おもちゃライブラリーへの助成	(概要)子どもたちが家族と一緒に楽しめる、おもちゃ図書館(貸し出し)を支援する (対象)春日・山南のおもちゃライブラリーグループ	A	○	春日、山南の2グループの活動の周知PRの支援も行っていく。	○	継続		
	(8)	■	福祉教育助成事業	(概要)市内の小・中学校が取り組まれている福祉教育を支援するため、1校あたり2万円を上限として助成	A	○	助成金が有効に活用されるよう、福祉教育推進会議との連携を強化	○	継続	○	[社協] 認定こども園等の助成については、助成金が真に必要なところに有効に活用されるよう、関係者から調査を行い、事業の方向性を決めていく。
		■	市内認定こども園等への助成事業	園児の健やかな保育を支援するため、保育活動に使用する備品購入や地域との交流を目的として助成を行う	A	○	社協の子育て支援策のひとつとして継続	○	継続		
	(9)	■	出張ふくし教室	(概要)福祉について地域の方と一緒に学び、福祉に関する市民の理解を深める (対象)自治会や団体、グループ等	B	▲	年間の開催目標を立てる。対象が自治協・自治会であり、事業計画に組み入れていただかないと開催が難しいという事情もあるため、PRと内容を充実させる。	▲	充実	○	[社協] 社協職員が地域に出向いて、地域福祉や介護保険の現状をPRすることは地域福祉を進めていくことにおいて必要である。今後も市民の希望や、今聞いていただきたいことなどメニューを増やして対応していく。
		■	出張介護教室	(概要)職員が地域に出向き在宅介護の教室を開催。実演や体験を通じて分かりやすく説明し、アドバイスする (対象)校区	B	▲					

基本目標1 お互いを認めて育てる体制づくりをすすめます (認めあう)

推進方策/取組 (H27~H31)	No	取組内容 / 取組主体		事業視点評価(H28)				施策視点評価			
		社協	市	事業名	事業内容	実施状況	事業評価	担当課評価(意見)	指標達成度	次年度方針	判定
3 まちづくりの推進 ユニバーサルデザインの推進	(10)	■	兵庫県福祉のまちづくり条例	特定施設(公益的施設、共同住宅等の施設、公共施設)、小規模購買施設等の施設、公共車両及び住宅が、高齢者等にとって安全かつ快適に利用できるものとなるよう整備基準を定め、基準への適合を審査・検査するため、一定の施設に対し、建築等の際の届出・通知の義務づけ	A	○	条例に基づく指導ができています。	○	継続	○	[社会福祉課] 引き続き条例に基づき高齢者等に配慮した指導を実施する。
	(11)	■	福祉送迎サービス事業	(主旨)おでかけサポート事業の実施 (概要)通院等の際等に無料で送迎 社協に運営委託 (対象)市民税非課税者であり外出時に介助及び支援を要する要介護者及び障がい者 (根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例、丹波市福祉送迎サービス事業実施要綱	A	○	障害者の移動を支援することにより、障害者の社会参加につながっている。一方、車両の維持管理、事故処理、専任職員不在のときの事務負担が大きく、サービスについて検討が必要である。	○	継続	○	[障がい福祉課] 障がい者の移動・交通手段の充実については、一定の評価を受けているが、デマンドタクシーなどの交通手段が充実してきた中、今後の支援体制についての検討を要する。
		■	移動支援事業	(主旨)障がい者、障がい児移動支援 (概要)障がい者、障がい児が個別又はグループで移動する際の支援の実施 (対象)障害福祉サービスを提供している障がい者 (根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例、丹波市移動支援事業実施要綱	A	○	障害者の移動を支援することにより、障害者の社会参加につながっている。	○	継続		
(12)	■	障害者日常生活用具支給事業	(主旨)日常生活用具支給 (概要)1回限り住宅改修費用の一部を助成(限度額:200,000円)他 (対象)下肢、体幹障害者 (根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例、丹波市障害者日常生活用具支給事業実施要綱	A	○	障害者の日常生活用具費用の一部を助成することにより、障害者が暮らしやすい環境をつくる支援につながっている。	○	継続	○	[障がい福祉課] 日常生活用具費用の一部助成により、障がい者の暮らしやすい環境をつくる。	
4 権利擁護の推進	(13)	■	成年後見制度利用支援事業	(主旨)成年後見制度利用助成 (概要)審判の請求費用及び成年後見人等の業務報酬に対する補助を行う (対象)成年後見制度利用が必要な知的障害者及び精神障害者で、資産等が無い方 (根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例、丹波市成年後見制度利用支援事業実施要綱	A	○	成年後見人等の業務報酬に対する補助を行うことにより、対象障害者の支援となっている。	○	継続	○	[介護保険課] 市町によって対象者が異なる場合があるため、特に住所地特例者については他市との調整が必要である。 [障がい福祉課] 成年後見審判請求費用及び成年後見人等の業務報酬に対して補助することにより対象となる障がい者の支援ができた。
	(14)	■	福祉サービス利用援助事業	(概要)金銭管理や福祉サービスの利用手続きなどが困難な方を支援 県社協より運営委託 (対象)認知症や障がいにより、判断能力に不安がある方で、なおかつ、本人のサービス利用意志が確認できる方	A	○	日常的な金銭管理だけでは自立支援と言えない状況である。権利擁護センターなどとの関係性が今後必要。	○	継続	○	[社協] 権利擁護の考え方が広まるにつれて、多様な選択肢の中の日常生活自立支援事業として、広く啓発していく必要がある。 [障がい福祉課] 障がい者の自立を支援するための相談支援は継続して必要である。また、権利擁護などに対する体制の整備していく必要がある。
■		相談支援事業	(主旨)障がい者の一般的な困りごとを相談支援専門員等が相談に応じる。 (概要)身体障害者相談員等による相談の他、相談支援事業所に委託し専門的な相談を受ける事業を実施 (対象)障がい者本人または、家族等 (根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例	A	○	障害者からの相談を受け、必要に応じて障害者の支援を行っている。	○	継続			